

〔第一問〕

問 1

(1)について

1. 概要

納税義務が課される規定は、「課税事業者の選択」、「前年等の課税売上高による特例」、「新設法人の特例」、「特定新規設立法人の特例」及び「高額特定資産を取得した場合の特例」がある。

2. 課税事業者の選択（2点）

小規模事業者に係る納税義務の免除の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である課税期間につき、課税事業者選択届出書をその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした事業者がその提出をした日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

3. 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例（2点）

個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である場合において、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるときは、その年又はその事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

4. 新設法人の納税義務の免除の特例（2点）

新設法人のその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

5. 新設法人が調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合（2点）

新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その新設法人のその課税仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

6. 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例（2点）

特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

7. 特定新規設立法人が調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合（2点）

特定新規設立法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その特定新規設立法人のその課税仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

8. 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例（2点）

事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産の仕入れ等を行った場合（自己建設高額特定資産にあつては、自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合）には、高額特定資産の仕入れ等の日（次の高額特定資産の区分に応じそれぞれに定める日をいう。）の属する課税期間の翌課税期間からその高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間（自

己建設高額特定資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

(1) 高額特定資産 ((2)を除く。)

課税仕入れ等を行った日 (特例申告を行う場合は特例申告書を提出した日)

(2) 自己建設高額特定資産

自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合に該当することとなった日

(2)について

1. 提出期限の原則 (2点)

事業者 (免税事業者を除く。)は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。

2. 提出期限の特例

(1) 個人事業者の特例 (1点)

個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限は、その年の翌年3月31日とする。

(2) 確定申告書の提出期限までに死亡した場合 (2点)

確定申告書を提出すべき個人事業者がその課税期間の末日の翌日からその申告書の提出期限までの間にその申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内に、税務署長にその申告書を提出しなければならない。

(3) 課税期間の中途に死亡した場合 (2点)

個人事業者が課税期間の中途に死亡した場合において、その者のその課税期間分の消費税について確定申告書を提出しなければならないときは、その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内に、税務署長にその申告書を提出しなければならない。

(4) 残余財産が確定した場合 (2点)

清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、残余財産の確定の日の属する課税期間の末日の翌日から1月以内 (その翌日から1月以内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで)に、税務署長にその申告書を提出しなければならない。

(5) 国、地方公共団体等の申告期限の特例 (2点)

国若しくは地方公共団体の特別会計又は別表第三に掲げる法人 (※1)の確定申告書の提出期限については、1.提出期限の原則に「2月以内」とあるのを次のそれぞれに読み替えて適用する。

① 国…5月以内

② 地方公共団体 ((3)を除く。)…6月以内

③ 一定の地方公共団体の経営する企業…3月以内

④ 別表第三に掲げる法人 (※1)…6月以内で税務署長の承認する期間内

(※1) 一定の承認を受けたものに限る。

## 問2

### (1)について

#### 1. Aの手続き（2点）

Aの店舗は、輸出物品販売場の許可を受けていないため、Aは輸出物品販売場の許可申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、輸出物品販売場の許可を受けなければならない。

その後、臨時販売場を開設する日の前日までに事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

#### 2. 輸出物品販売場の申請（1点）

輸出物品販売場の許可を受けようとする販売場を経営する事業者は、一定の事項を記載した申請書に一定の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

#### 3. 事前承認港湾施設内の臨時販売場の輸出物品販売場（2点）

事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置しようとする事業者が、その臨時販売場を設置する日の前日までに、その臨時販売場を設置しようとする期間その他一定の事項を記載した届出書に一定の書類を添付して、納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その期間に限り、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして、輸出物品販売場の免税の規定を適用する。

### (2)について

#### 1. Bの手続き（2点）

Bは、設立からサービスを開始するまで売上げがないため消費税課税事業者選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出し消費税の課税事業者を選択しなければならない。

また、Bが提供するサービスを受ける日本国内の課税事業者が当該サービスの提供について仕入れに係る消費税額の控除を受けることができるようにするため、Bは、登録国外事業者の登録申請を行わなければならない。

#### 2. 課税事業者の選択（1点）

小規模事業者に係る納税義務の免除の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間につき、課税事業者選択届出書をその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした事業者がその提出をした日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

#### 3. 登録国外事業者（2点）

##### (1) 国外事業者の登録

電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者（免税事業者を除く。）は、国税庁長官の登録を受けることができる。

##### (2) 登録申請

国外事業者の登録を行おうとする者は、一定の事項を記載した申請書に一定の書類を添付して、その納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

### (3)について

#### 1. Cの手続き（2点）

Cは、前年の納税額が30万円であることから、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出し任意の中間申告を選択しなければならない。

また、半年分の売上げ、仕入れ等、取引金額に応じた納税を行うためには、中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行う必要がある。

#### 2. 任意の中間申告（2点）

前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円以下であることによりその6月中間申告対象期間につき、6月中間申告書を提出することを要しない事業者が、6月中間申告書を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その届出書の提出した事業者のその提出をした日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以後の6月中間申告対象期間については、一定の事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。

#### 3. 仮決算による中間申告（1点）

中間申告書を提出すべき事業者が、中間申告対象期間を一課税期間とみなして、その期間に係る課税標準額その他一定の事項を計算した場合には、その提出する中間申告書に、原則の記載事項に代えて、これらを記載することができる。

### (4)について

#### 1. Dの手続き（3点）

火災の発生により被害を受けた課税期間において簡易課税制度の適用を受けることをやめるため、災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書と消費税簡易課税制度選択不適用届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

また、翌課税期間以後改めて簡易課税制度を適用するためには、当課税期間末日までに簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

#### 2. 簡易課税制度選択不適用届出に関する特例（(1)と(2)あわせて1点、(3)1点）

##### (1) 内容

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（簡易課税制度の適用を受ける事業者に限る。）が、その被害を受けたことにより、不適用被災課税期間につき簡易課税制度の適用を受けることの必要がなくなった場合において、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、簡易課税制度選択不適用届出書をその承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日にその税務署長に提出したものとみなす。

##### (2) 不適用被災課税期間

災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間をいう。

##### (3) 手続き

(1)の承認を受けようとする事業者、一定の申請書を、その理由のやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

〔第二問〕

問1 ◎2点×8+★1点×8=24点

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	◎ 46,063,776 円	[納税義務の有無の判定]  $(35,659,101 \text{ 円} - 4,678,450 \text{ 円}) + (4,787,221 \text{ 円} - 3,533,996 \text{ 円} + 25,064 \text{ 円}) = 32,258,940 \text{ 円}$ $32,258,940 \text{ 円} \times \frac{100}{108} + 4,678,450 \text{ 円} = 34,547,838 \text{ 円}$ $\frac{34,547,838 \text{ 円}}{9} \times 12 = 46,063,776 \text{ 円} > 10,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{納税義務あり}$
簡易課税制度の適用の有無	④・無  いづれかに○をつけること	[簡易課税制度の適用の有無の判定]  簡易課税制度選択届出書提出済  基準期間の課税売上高 46,063,776 円 $\leq$ 50,000,000 円 } ◎  $\therefore$ 適用あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額	◎ 46,237,000 円	[課税標準額の計算]  商品売上高 (55,841,651 円 - 7,740,700 円) + 家賃収入 (1,800,000 円 + 36,000 円) ★ = 49,936,951 円  $49,936,951 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 46,237,917 \text{ 円} \rightarrow 46,237,000 \text{ 円}$ (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	◎ 2,912,931 円	[課税標準額に対する消費税額の計算]  $46,237,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 2,912,931 \text{ 円}$

III 仕入に係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合	円	[課税仕入れ等の税額の計算]  (1) 各事業の課税売上高  ① 第一種事業
簡易課税制度の適用を選択した場合には記載の必要はない	_____	
控除対象仕入税額	◎ 2,381,281 円	$900,000 \text{ 円} + 9,007,400 \text{ 円} = 9,907,400 \text{ 円}$ $9,907,400 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 9,173,518 \text{ 円} \star$  ② 第二種事業  イ $45,934,251 \text{ 円} - 7,740,700 \text{ 円} = 38,193,551 \text{ 円}$ $38,193,551 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 35,364,399 \text{ 円}$  ロ $146,880 \text{ 円} - 146,880 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 136,000 \text{ 円}$

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>ハ イーロ = 35,228,399円★</p> <p>③ 第六種事業</p> <p>1,800,000円 + 36,000円 = 1,836,000円</p> <p><math>1,836,000円 \times \frac{100}{108} = 1,700,000円★</math></p> <p>④ 合計</p> <p>① + ② + ③ = 46,101,917円</p> <p>(2) 各事業の消費税額</p> <p>① 第一種事業</p> <p><math>9,907,400円 \times \frac{6.3}{108} = 577,931円</math></p> <p>② 第二種事業</p> <p><math>38,193,551円 \times \frac{6.3}{108} - 146,880円 \times \frac{6.3}{108} = 2,219,389円</math></p> <p>③ 第六種事業</p> <p><math>1,836,000円 \times \frac{6.3}{108} = 107,100円</math></p> <p>④ 合計</p> <p>① + ② + ③ = 2,904,420円</p> <p>(3) 控除対象仕入税額</p> <p>① 基礎税額</p> <p>2,912,931円 - 8,568円 = 2,904,363円</p> <p>② 原則法（計算過程★）</p> <p><math>① \times \frac{(\text{※1})2,338,488円}{2,904,420円} = 2,338,442円</math></p> <p>(※1) <math>577,931円 \times 90\% + 2,219,389円 \times 80\% + 107,100円 \times 40\%</math></p> <p><math>= 2,338,488円</math></p> <p>③ 特例（特定1事業）（計算過程★）</p> <p>第二種事業 <math>\frac{35,228,399円}{46,101,917円} = 0.7641\dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用}</math></p> <p>① <math>\times 80\% = 2,323,490円</math></p> <p>④ 特例（特定2事業）</p> <p>イ 第一種事業、第二種事業（計算過程★）</p> <p><math>\frac{9,173,518円 + 35,228,399円}{46,101,917円} = 0.9631\dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用}</math></p> <p><math>① \times \frac{(\text{※2})2,381,328円}{2,904,420円} = 2,381,281円</math></p> <p>(※2) <math>577,931円 \times 90\% + (2,904,420円 - 577,931円) \times 80\%</math></p>

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		$= 2,381,328$ 円 ロ 第二種事業、第六種事業（計算過程★） $\frac{35,228,399円 + 1,700,000円}{46,101,917円} = 0.8010\dots \geq 75\% \quad \therefore$ 適用 $\textcircled{1} \times \frac{(\textcircled{*}3)2,049,523円}{2,904,420円} = 2,049,482$ 円 $(\textcircled{*}3) \quad 2,219,389$ 円 $\times 80\% + (2,904,420$ 円 $- 2,219,389$ 円) $\times 40\%$ $= 2,049,523$ 円 ⑤ 有利判定 $\textcircled{4}イ > \textcircled{2} > \textcircled{3} > \textcircled{4}ロ \quad \therefore 2,381,281$ 円
売上げの返還等対価に係る税額	◎ 8,568 円	[売上げの返還等対価に係る消費税額の計算] $146,880$ 円 $\times \frac{6.3}{108} = 8,568$ 円
控除税額小計	2,389,849 円	[控除税額小計の計算] $2,381,281$ 円 $+ 8,568$ 円 $= 2,389,849$ 円

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	◎ 523,000 円	[差引税額又は控除不足還付税額の計算] $2,912,931$ 円 $- 2,389,849$ 円 $= 523,082$ 円 $\rightarrow 523,000$ 円（百円未満切捨）
控除不足還付税額	0 円	

Ⅴ 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	◎ 260,100 円	[中間納付税額の計算] (1) 1 月中間申告 $\frac{520,200円}{12} = 43,350$ 円 $\leq 4,000,000$ 円 $\therefore$ 適用なし (2) 3 月中間申告 $\frac{520,200円}{12} \times 3 = 130,050$ 円 $\leq 1,000,000$ 円 $\therefore$ 適用なし (3) 6 月中間申告 $\frac{520,200円}{12} \times 6 = 260,100$ 円 $> 240,000$ 円 $\therefore$ 適用あり $\therefore$ 中間納付税額 260,100 円（百円未満切捨）

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	262,900 円	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] 523,000 円 - 260,100 円 = 262,900 円
中間納付還付税額	0 円	

問 2 ◎ 2 点 × 8 + ★ 1 点 × 10 = 26 点

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	◎ 2,388,882,124 円	[納税義務の有無の判定] (1) $(2,733,132,984 \text{ 円} - 155,375,174 \text{ 円} - 34,299,970 \text{ 円}) \times \frac{100}{108}$ + 34,299,970 円 = 2,389,353,525 円 (2) $509,112 \text{ 円} - 509,112 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 471,401 \text{ 円}$ (3) (1) - (2) = 2,388,882,124 円 2,388,882,124 円 > 10,000,000 円 ∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 標 準 額	◎ 2,196,444,000 円	[課税標準額の計算] (1) 課税資産の譲渡等の対価の額 売上高 2,340,952,000 円 + 建物売却 30,000,000 円 = 2,370,952,000 円 $2,370,952,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 2,195,325,925 \text{ 円}$ (2) 特定課税仕入れに係る支払対価の額 広告宣伝 1,118,800 円★ (3) (1) + (2) = 2,196,444,725 円 → 2,196,444,000 円 (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	◎ 138,375,972 円	[課税標準額に対する消費税額の計算] 2,196,444,000 円 × 6.3% = 138,375,972 円

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 売 上 割 合 <small>簡易課税制度の適用を選択した場合には記載の必要はない</small>	円 ◎ 2,247,105,923 2,374,339,903	[課税仕入れ等の税額の計算]  (1) 課税売上割合  ① 課税売上高  イ 2,195,325,925円 + 輸出売上 (11,353,100円 + 40,859,900円) = 2,247,538,925円  ロ 487,404円 - 487,404円 × $\frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 451,302$ 円  ハ イ - ロ = 2,247,087,623円  ② 非課税資産の輸出売上高  受取利息 18,300円★  ③ 非課税売上高  受取利息 (142,530円 + 900,000円) + 受取配当 750,000円★ + 有価証券売却 (20,000,000円 + 800,000円) × 5%★ + 雑収入 (4,699,200円 + 2,250円) - 償還差損 300,000円★ + 土地売却 120,000,000円 = 127,233,980円  ④ 課税売上割合  $\frac{①+②}{①+②+③} = \frac{2,247,105,923}{2,374,339,903} = 0.9464... < 95\%$  ∴ 按分計算が必要
控除対象仕入税額	◎ 105,647,151円	(2) 区分経理及び税額  ① 課税資産の譲渡等にも必要するもの  イ 課税仕入れ  商品仕入 1,080,262,000円 + 通勤手当 26,880,000円 + 福利厚生 (864,000円 + 400,000円) + 広告宣伝 (1,296,000円 + 2,673,000円) + 荷造運賃 (21,713,000円 - 604,800円) + 旅費交通 (7,768,000円 + 300,000円)★ + 通信費 9,806,000円 + 水道光熱 25,716,000円 + 家賃 (506,000,000円 + 19,440,000円)★ + 販売促進 (25,800,000円 - 10,000,000円) + 研修費 3,358,800円 + リース料 2,150,000円 + 手数料 1,922,000円 + 外注費 24,876,000円 = 1,750,620,000円  $1,750,620,000円 \times \frac{6.3}{108} = 102,119,500$ 円  ロ 特定課税仕入れ  $1,118,800円 \times 6.3\% = 70,484円★$

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>ハ 課税貨物 787,500 円</p> <p>ニ 仕入返還等</p> <p>969,192 円 <math>\times \frac{6.3}{108}</math> 56,536 円</p> <p>② その他の資産の譲渡等により要するもの</p> <p>手数料 388,800 円</p> <p>388,800 円 <math>\times \frac{6.3}{108}</math> = 22,680 円</p> <p>③ 共通して要するもの</p> <p>通勤手当 3,360,000 円 + 福利厚生 (50,000 円 + 108,000 円 + 1,188,000 円) + 接待交際 (7,332,000 円 - 18,000 円)</p> <p>+ 旅費交通 5,577,000 円 + 通信費 714,000 円 + 水道光熱 1,032,000 円</p> <p>+ 家賃 10,368,000 円 + 研修費 1,134,000 円★ + リース料 504,360 円★</p> <p>+ 消耗品 (8,500,000 円 - 38,000 円) + 手数料 2,201,200 円</p> <p>+ 雑費 2,366,000 円 + 仲介手数料 5,002,560 円 = 49,381,120 円</p> <p>49,381,120 円 <math>\times \frac{6.3}{108}</math> = 2,880,565 円</p> <p>④ 合計</p> <p>イ 課税仕入れ</p> <p>1,750,620,000 円 + 388,800 円 + 49,381,120 円 = 1,800,389,920 円</p> <p>1,800,389,920 円 <math>\times \frac{6.3}{108}</math> = 105,022,745 円</p> <p>ロ 特定課税仕入れ 70,484 円</p> <p>ハ 課税貨物 787,500 円</p> <p>ニ 仕入返還等 56,536 円</p> <p>(3) 個別対応方式</p> <p>(102,119,500 + 70,484 円 + 787,500 円 - 56,536 円)</p> <p>+ 2,880,565 円 <math>\times \frac{2,247,105,923 \text{円}}{2,374,339,903 \text{円}}</math> = 105,647,151 円</p> <p>(4) 一括比例配分方式</p> <p>(105,022,745 円 + 70,484 円 + 787,500 円) <math>\times \frac{2,247,105,923 \text{円}}{2,374,339,903 \text{円}}</math></p> <p>- 56,536 円 <math>\times \frac{2,247,105,923 \text{円}}{2,374,339,903 \text{円}}</math> = 100,153,382 円</p> <p>(5) 有利判定</p> <p>(3) &gt; (4) ∴ 105,647,151 円</p>

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
売上げの返還等対価に係る税額	◎ 28,431 円	[売上げの返還等対価に係る消費税額の計算] $487,404 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 28,431 \text{ 円}$
控除税額小計	105,675,582 円	[控除税額小計の計算] $105,647,151 \text{ 円} + 28,431 \text{ 円} = 105,675,582 \text{ 円}$

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	◎ 32,700,300 円	[差引税額又は控除不足還付税額の計算] $138,375,972 \text{ 円} - 105,675,582 \text{ 円} = 32,700,390 \text{ 円}$
控除不足還付税額	0 円	→ 32,700,300 円（百円未満切捨）

Ⅴ 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	◎ 25,042,500 円	[中間納付税額の計算] (1) 3月中間申告 $\frac{33,390,000 \text{ 円}}{12} \times 3 = 8,347,500 \text{ 円} > 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{適用あり}$ (2) 中間納付税額の合計額 $8,347,500 \text{ 円（百円未満切捨）} \times 3 = 25,042,500 \text{ 円}$

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	7,657,800 円	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] $32,700,300 \text{ 円} - 25,042,500 \text{ 円} = 7,657,800 \text{ 円}$
中間納付還付税額	0 円	

## 第68回 税理士試験 消費税法 講評

### 第一問

問1 (1)と(2)については、該当する規定を抽出し解答する問題であったため、(1)と(2)でどこまで解答項目の抽出ができ得点の積み上げができたかがポイントになると思われます。

問2 各事業者の手続きが問われた問題であったが、問題文の読解力が要求される問題であった。また、各事業者の状況を踏まえどのような手続きをすべきか解答しなければならない問題であることから難易度の高い問題であると思われます。

### 第二問

問1 基本的な簡易課税制度の問題の出題でした。高額特定資産の仕入れを行っていますが、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間において簡易課税制度が採用されているため、高額特定資産に関する特例規定は一切適用されません。問題文に惑わされた方も多かったと思います。

問2 基本的な原則課税の総合問題の出題でした。問題文の表現が従来出題されていた表現方法と違っていました。落ち着いて解答すれば読み取りできたと思います。また、改正後初めて事業者向け電気通信利用役務の提供が出題されましたが、問題文において明確に「事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する」と書かれてありましたので解答できたと思います。

### 予想合格ライン

理論については問1で得点の積み上げをしていただきたいです。問2については、応用的な問題となっていますので模範解答どおりでなくても部分点が付される可能性があります。

計算に関しては、総合問題2題の出題であったため時間内にどこまで解答できたかがポイントになると思われます。それぞれ80%ぐらいの得点が取れていると良いと思われます。

したがって、合格ボーダーラインは以下のとおりとなります。

第一問		第二問		合計
問1	問2	問1	問2	
19点以上	7点以上	18点以上	20点以上	64点以上

# 第 69 回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 68 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第 69 回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8 月後半より 2019 年度(第 69 回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB 講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

## 第 69 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

月	火	水	木	金	土	日	
8/6	7	8	9	10	11	12	
	← 第 68 回税理士試験本試験 →						
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
	← 科目別 WEB 講座無料説明会(20:00~) →						
	法人税法	消費税法	簿記/財表	相続税法	<b>【無料説明会】</b> 各科目の概要や WEB 講座の特長・学習スタイルなどをお伝えします。		
27	28	29	30	31			9/1
	← WEB 講座開講前無料オリエンテーション(20:00~) →						
	簿記/財表	法人税法	消費税法	相続税法	<b>【無料オリエンテーション】</b> 開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。		
3	4	5	6	7			8
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
	簿記論	法人税法		財務諸表論	相続税法	<b>【無料体験講義】</b> 各コースの初回講義を配信します。実際の講義を体験して受講を検討する方はぜひご覧下さい。	
10	11	12	13	14	15		
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
		消費税法	※ 国税徴収法については、以下の日程より、すべてオンデマンド配信にてお届け予定です。 無料説明会・開講オリエンテーション: 8/24 開講無料体験講義: 9/3				

## WEB 講座の特長

### インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンと WEB 環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です(事前に環境の確認ができます)。

### Live 配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live 配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド(録画)配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みも OK)

### 合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用 SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

### スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB 講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末(対応機種)でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は 1.5 倍 / 2.0 倍速での再生にも対応しているので、忙しい方も効率的に学習できます。

パソコンでの受講画面イメージ →

### 1 講師画面

講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

### 2 チャット画面

Live 講義中の講師へのメッセージを表示する画面です。

### 3 ホワイトボード画面

板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

### 4 アンケートボタン

Live 講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



### 【WEB 講座ショッピングクレジット金利無料キャンペーンのお知らせ】

3万円以上の WEB 講座のお申し込みでご利用頂けるショッピングクレジット(分割払い)の金利を、**2018 年 8 月 31 日(金)18 時までの期間限定でネットスクールが全額負担**いたします! この機会をお見逃しなく!

イベントや WEB 講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。

皆様のご受講、お待ちしております。

<http://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!